

種子島税務署からのお知らせ

令和2年分の確定申告期限及び納付期限は、新型コロナウイルス感染症対策のため令和3年4月15日（木）まで延長されております。

期限を過ぎてしまいますと、延滞税等が加算される場合もありますので、早めの申告・納税をお願いします。

なお、銀行等の口座から振替による納付を利用されている方については、所得税が令和3年5月31日（月）、消費税が令和3年5月24日（月）に引き落としとなりますので、前日までに残高の確認をお願いします。

また、確定申告は、自宅などからインターネット又は、スマートフォンを利用して、e-Tax（電子申告）による手続きが可能となっておりますので、是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。種子島税務署へお尋ねください。



種子島税務署（電話 0997-22-0440）

※自動音声案内に従い「2」を選択してください。

